

平成 25 年度第 2 回 横浜市精神保健福祉審議会 会議録	
日 時	平成 26 年 3 月 25 日 (火) 午後 3 時～5 時
開催場所	横浜市健康福祉局障害福祉部執務室 (KRCビル) 6 階 大会議室
出席者	竹内会長、川島委員、伊東委員、井上委員、佐伯委員、西井委員、竹山委員、北田委員、山口委員、武津委員、佐々木委員、高野委員
欠席者	石渡委員、熊田委員、米倉委員、櫻庭委員、平安委員、塩崎委員
開催形態	公開 傍聴者 0 名
議題等	<p>【議題】</p> <p>1 横浜市精神保健福祉施策の目指す方向性 (案) について (2 回目)</p> <p>2 精神保健福祉法に基づく指定病院の指定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正について</p> <p>2 平成 26 年度予算について</p> <p>【その他】</p> <p>委員が意見・提案等の資料配布を希望する場合の取扱いについて</p>
決定事項	全ての議事・報告事項について了承された。
議 題	<p><b>1 横浜市精神保健福祉施策の目指す方向性 (案) について (2 回目)</b></p> <p>事務局より資料 1 について説明した。</p> <p>竹内会長) 何かご質問はありますか。</p> <p>伊東委員) 2 点教えてください。</p> <p>1 点目は、大都市圏ほど計画相談支援事業の実施が少ないということですが、具体的な数字が分かったら教えてください。</p> <p>2 点目は、本事業の対象者が拡大され平成 26 年までにその対象者に実施することになっているが、できなかった場合に国からどういうペナルティが予想されるのか具体的に教えてください。</p> <p>事務局) まず、他都市の状況ですが、実施が進んでいない政令市では本市と同じように 1%代から数%代に留まっているところがあるところがあります。進んでいる政令市では 50%代といったところですよ。</p> <p>2 点目については、介護保険と違いサービス利用計画はサービスの支給決定をするうえでの勘案材料となっているのであり、当該計画を提出していないために支給決定ができないわけではないです。本市においては当該計画を提出できない場合は、市が調査してサービス支給決定をしてくことになると考えています。国からは、このことでペナルティがあるとは聞いていません。</p> <p>竹内会長) 何かご質問はありますか。</p> <p>今後、概ね 5 年間は、特に就労の充実に向けて施策を進めていくということになります。</p> <p><b>2 精神保健福祉法に基づく指定病院の指定について</b></p> <p>事務局より資料 2 について説明した。</p> <p>竹内会長) 何かご意見、ご質問はありますか。</p> <p>指定取消しになったところほどのくらい看護師が不足していましたか。</p>

	<p>事務局) 1人ないし2人です。</p> <p>竹内会長) 指定病院が少ない中、何とかならなかったのですか。</p> <p>事務局) 指定に向けて何度も電話でやり取りしましたが、当該病院としては、経過措置が延長されるものと考えていたところ、延長されなかったため人員配置を増やすこともできなかったようです。</p> <p>竹内会長) こころの健康相談センターとして、指定病院が減ることによって困ることはありませんか。</p> <p>事務局) 精神科救急で困ったときによく受けていただいていたので、それなりの影響は出ると考えています。平成25年度2月末までに321件の措置診察があり、その内当該病院は措置件数が6件、後方移送が5件その内措置入院が2件ありました。数的なことより、大事な場面で受けていただいたので影響は大きいです。何とかならないかと言ってきましたがやむを得ない結果となりました。</p> <p>事務局) 補足として、当該病院において、看護師が充足された時点で指定を受けることができます。また、もう1病院においては、改修中のため指定されていませんが、この2病院が指定されればきちんとした病床数が確保されると考えています。</p> <p>竹内会長) 15病院指定し、1病院指定取消しということになります。</p>
<p>報告事項</p>	<p><b>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正について</b></p> <p>事務局より資料3について説明した。</p> <p>竹内会長) 何かご質問はありますか。</p> <p>井上委員) 本人や家族に退院請求権、処遇改善請求権など保障されていても、権利主張できなかつたり、それ自体を知らない場合がありますが、そのことでの権利擁護(アドボケイト)につながる内容が、この法改正に盛り込まれていますか。</p> <p>事務局) 議論はされていたようですが、今回は盛り込まれていません。3年後改正予定がありますが、この間に権利擁護に関して検討されれば反映されるかもしれません。</p> <p>伊東委員) 国の検討に自分も少し関わらせていただいたので、補足させていただきます。厚労省はアドボケイトについて当事者にも聞き取り調査をしました。個人的には、厚労省は権利擁護を実現するためというより、とりあえず調査をしたという印象です。こちらから提言をしていきましたが、なかなか受け付けてもらえませんでした。病院で精神保健福祉士以外にも相談員が設置されましたが、この法改正で精神保健福祉士が専門職としていかに機能するか、逆に機能しなかった場合にはこの資格はいらぬという危機感をもっています。</p> <p>これに関連して、精神医療審査会について今後件数が増える予測があります。例えば、これまでは(医療保護入院するにあたり)父(保護者)だけが入院させることができましたが、改正後は、仲の悪い兄が入院させることができるので、当事者などはそこを心配しているようです。そういうところで精神医療審査会に退院請求が増えると思われるのですが、市としての体制、準備についてどう考えていますか。</p> <p>事務局) 仕事量がどれだけ増えるかは読み切れていませんが、スムーズに進めていくために予備委員を設けること等の対応を考えています。</p> <p>竹内会長) 厚労省は応急入院で対応し、できるだけ市町村長の同意もっていかないようにしていますが、応急指定病院の指定を求めること</p>

が多くなると思いますが、指定に当たり何か制限はありますか。  
事務局) 本市は応急指定病院が少ないですし、指定要件も厳しいため、急に増やすことは難しいです。また、そのような状況のなか、応急入院ができる病院の負担が大きくなると考えます。したがって、国が考えているようにすぐに応急指定病院で対応していくのは困難です。  
竹内会長) 他に何かありますか。  
山口委員) 事務的なことですが、入院中に同意者が変わることはあり得ませんね。  
事務局) 変わることはないです。  
佐伯委員) 本市に地域援助事業者は、何か所くらいリストにあがっていますか。4月1日から必要なので、どこに連絡したらいいのかと思ひまして。  
事務局) 先日開催した法改正に関する意見交換会では、障害者自立支援法に基づく指定一般相談事業所、指定特定相談支援事業所について、それぞれ50か所以上の事業者のリストを配りました。介護保険法に基づく居宅介護事業者は膨大な数となりますので、地域の事業者につないでいただくこととなります。  
佐伯委員) 事業者さんに依頼して断られることはありますか。事業者が見つからなかったらどうしますか。  
事務局) 何らかの理由で断られることもありますが、他を紹介してもらったり、生活環境相談員と家族で探すのに苦戦するようであれば、区の担当職員を巻き込むことも考えられます。  
高野委員) 今までの病院のケースワーカーの役割にプラスして、生活環境相談員はもっと緻密に業務を行っていくのですか。それとも、これまでのケースワーカーとは違うものなのですか。  
武津委員) 精神保健福祉士の武津です。これまでの精神保健福祉士の業務に退院支援委員会の開催、地域援助事業者との連携など具体的に盛り込まれたところがプラスされました。精神保健福祉士の業務が制度として盛り込まれたことは有難いことであり、活用していただきたいと思ひます。

## 2 平成26年度予算について

事務局より資料4について説明した。

竹内会長) 何かご意見ありますか。

山口委員) 資料22ページの精神科医療体制の確保、事業内容の1(3)精神科身体合併症転院受入病院に関連してかなりの補助金が付いていますが、先日統合失調症の患者さんに次のようなことがありました。転倒により骨折した見込があったため、当該受入病院に午前10時頃受診し、いろんな検査をしたあげく、午後3時に全身状態が悪いから受け入れられないと言われ、結局入院できず帰されたことがありました。こんな状況の総合病院に予算を配付しているのはいかがなものか。

事務局) その点については、当該病院に申し入れしていきたいと考えています。

井上委員) 障害者手帳を持っていない引きこもり状態で生活に困っている人に対して、この予算の計画に入っていますか。

事務局) 引きこもりの人に対しては、こども青少年局が対応しています。

	<p>また、障害者就労支援センターでは、手帳を持っていなくても相談に応じています。サービス提供となると手帳を持っていないと基本的に利用できません。</p> <p>井上委員) そうですか。納得はできませんが。</p> <p>竹山委員) 障害者就労支援事業について、27 年度に「よこはま障害者共同受注総合センター（仮称）」の開設予定がありますが、27 年度はこの部分の予算が増えますか。他の予算を削減して増やすのですか、それとも新たに増やすのですか。</p> <p>事務局) 所管としては増やしていきたいと考えていますが、現段階では確定的なことは言えません。</p>
<p>その他</p>	<p style="text-align: center;"><b>委員が意見・提案等の資料配布を希望する場合の取扱いについて</b></p> <p>事務局より別紙資料について説明し、了承された。</p> <p>竹内会長) このほか、何かご意見はありますか。</p> <p>高野委員) 本市の生活支援センターには、A型・B型がありますが、B型の当該センターはA型の半分の補助金で事業だけが増えている状況の中、市としては今後どう位置付けていくのか、課題があればどう検討していくのか教えてください。</p> <p>事務局) 生活支援センターについては、求められる機能と予算の意味合いについて多くの意見をいただいているということを確認しているとのことでした。また、中身について、次年度以降生活支援センター長会などを活用して、どのあたりが妥当なのか検証していくとのことでした。</p> <p>高野委員) 最初に旭区でB型が始まりましたが、より身近なところで小回りの利くセンターとして区内に2、3か所設置していきたい発想でしたが、1区に1か所しかありません。もっと増やして欲しいので検討していただきたいです。</p> <p>事務局) いただいたご意見はきちんと所管に伝えて参ります。</p> <hr/> <p>竹内会長) ほかに、ご質問はありますか。</p> <p>それでは、議事進行を終了とさせていただきます、事務局にお返しいたします。</p> <p>事務局) 予定していた議題、報告事項等、全て終了しました。</p> <p>今期委員の皆様は26年7月20日までが就任期間です。</p> <p>次期、委員推薦等につきましては、事務局から所属団体等へ改めてご連絡差し上げますので、その節はよろしく願いいたします。</p> <p>今回は、7月20日以降に開催する予定です。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>資料 特記事項</p>	<p>資料1 横浜市精神保健福祉施策の目指す方向性（案）について</p> <p>資料2 精神保健福祉法に基づく指定病院の指定について</p> <p>資料3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正について</p> <p>資料4 平成26年度予算について</p> <p>別紙 委員が意見・提案等の資料配布を希望する場合の取扱いについて</p>